

# 新潟県建築国民健康保険組合 第101回組合会



○表彰  
〔退任役員・退任組合会議員  
退職支部職員・健康優良家庭(者)〕

○平成三十年度事業報告・決算を認定

## 第101回組合会開催

令和元年7月8日(月)  
新潟東映ホテル



# 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人  
理事長 佐藤 政己

第106号

### 【掲載内容】

#### 〈組合会内容報告〉 ..... 2～7 頁

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 平成30年度歳入歳出決算・年度別単年度収支 等

#### 〈事業報告〉 ..... 8～10 頁

- ◆ 合同研修会・地区別研修会を開催しました
- ◆ 資格確認調査を実施しました
- ◆ 支部健康づくり事業 第6弾

#### 〈組合員・家族の皆様へ〉 ..... 11～16 頁

- ◆ 人間ドック・特定健診・特定保健指導を受けましょう
- ◆ 保険証が変わりました
- ◆ マイナンバーカードについて
- ◆ 70歳以上の高額療養費の支給における領収証の提出について

#### 〈大切なお知らせ「必ずご確認ください」〉 ..... 16 頁

- ◆ 台風19号による被害状況の申し出について

## 第101回組合会 理事長挨拶

皆様、こんにちは。今回、理事長就任で初めての組合会を迎えました。皆様ご協力をお願い申し上げます。

新潟県建築国民健康保険組合第一〇一回組合会にあたり一言挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、第一〇一回組合会に県内各地よりご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より建築国保の運営に特段のご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

去る六月十八日に新潟県村上市を震源とする震度六強という強い地震が発生しましたが、幸いにも大きな被害は報告されていないようで、安心していただいております。

### 「役員の変更について」

さて、皆様ご存じのとおり、三月の第一〇〇回組合会において、役員と組合会議員の改選が行われました。その結果、理事四名、監事三名、組合会議員二十六名が改選となり、今回は新体制になって初めての、そしてまた、元号が「平成」から「令和」へ変わって初めて迎える記念すべき組合会です。私も理事長を拝命して初めての組合会ですので、どうか皆様のご協力を仰ぎながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 「平成三十年度決算について」

さて、本日の組合会は、平成三十年度の決算報告組合会であります。この後、議案の説明でもありますが、昨年度は約一千八百万円の単年度黒字決算という結果でした。

これで前年度に引き続き二年連続の単年度黒字決算です。

その要因はいくつかあるとは思いますが、その下支えになっているのは支部長初め支部の皆様のご協力だと感じています。

決算報告はこれからいたしますのでよろしくお願いいたします。

### 「五十周年記念事業について」

さて、来年度は創立五十周年です。ちょうど来年の今日、令和二年七月八日に当組合の創立五十周年記念式典を、ここ新潟東映ホテルで予定しております。現在、理事会ではこのことについても協議を進めておりますので、詳細が決まりましたら皆様にもお知らせして参ります。

それでは、すべての議案について慎重審議のほどお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

第101回組合会は、令和元年7月8日(月)午後12時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。皆川理事(西蒲燕)の司会により、南雲副理事長(川西)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長(阿賀北)の挨拶の後、青代健一議長(糸魚川)、高橋達平副議長(新潟)の進行により提出議案を慎重に審議した結果、全案件が承認可決されました。承認可決議案は次のとおりです。

### 議事内容

- 第1号議案 組合会議員の異動報告について
- 第2号議案 平成30年度事業実績の認定について
- 第3号議案 平成30年度歳入歳出決算の認定について【監査報告】
- 第4号議案 平成30年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について
- 第5号議案 令和元年度歳入歳出補正予算の承認について
- 第6号議案 規程等の改正について

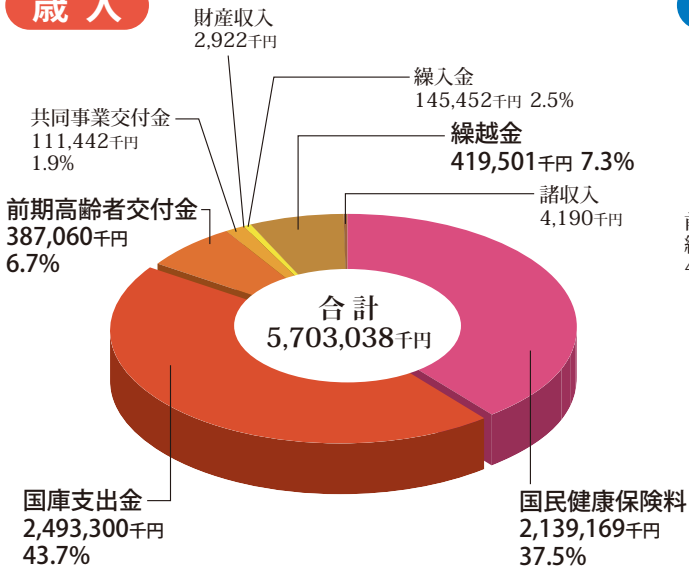


議事終了後、富永副理事長(上越南)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。閉会后、退任役員・退任議員・退職支部職員の表彰、平成30年の健康優良家庭(者)の表彰を行い、全日程を終了しました。

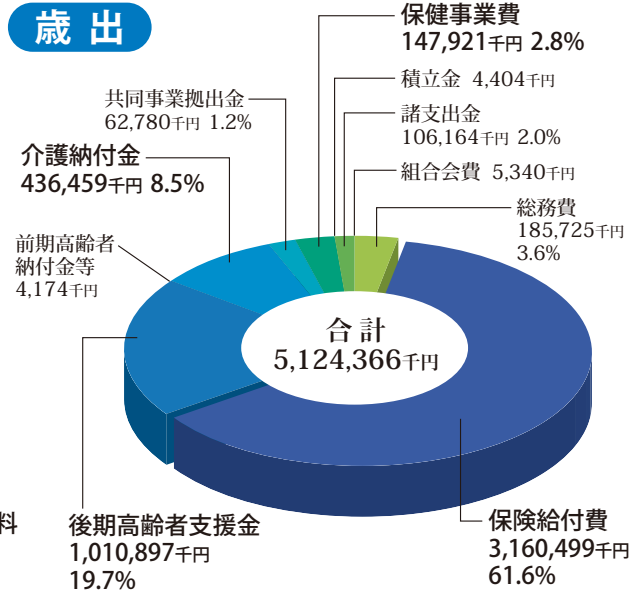
# 平成30年度 歳入歳出決算構成

(単位:千円)

## 歳入



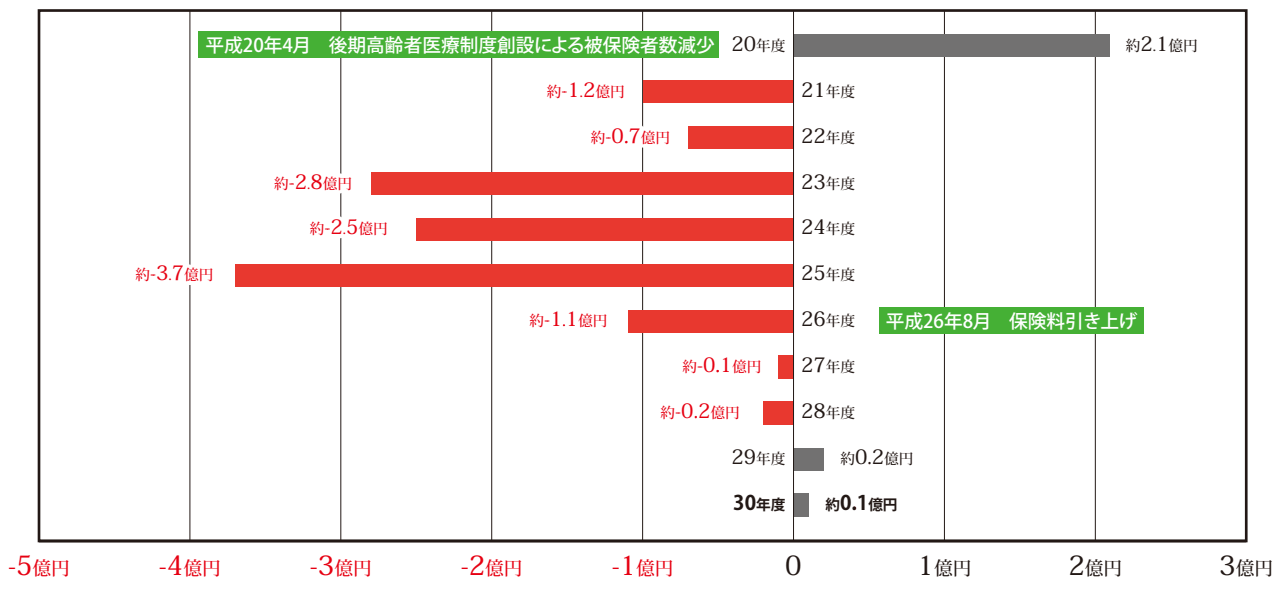
## 歳出



歳入歳出差引金額 **578,672千円**

- 前年度より国庫支出金が約500万円、前期高齢者交付金が約2,600万円、共同事業交付金が約2,700万円増加しました。また、医療費等の支払や、療養給付費等補助金の過剰交付分返還のため、積立金から1億円を繰り入れました。繰り入れにより、繰入金は前年度より約1億2,000万円増加しています。
- 国民健康保険料は前年度より約3,200万円減少しましたが、保険給付費は前年度より約1,700万円増加しました。被保険者(加入者)の高齢化、治療内容の進歩による医療費高額化が影響していると考えられます。

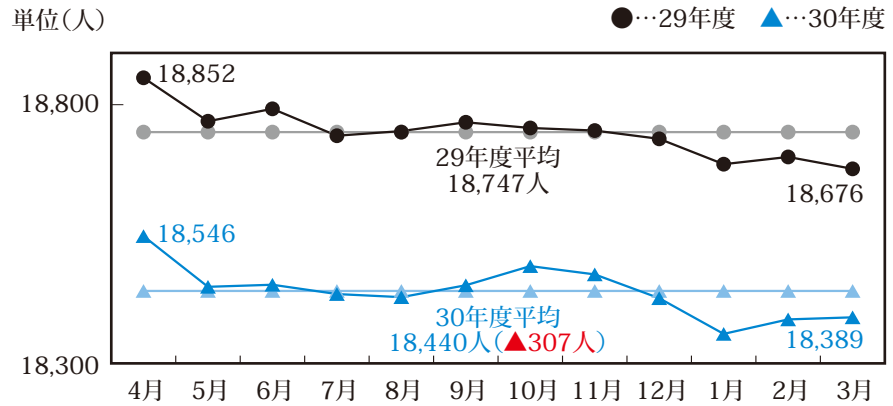
# 年度別単年度収支



- 平成30年度の単年度黒字要因
- <前年比収入増> 国庫支出金(約4,900万円) 前期高齢者交付金(約2,600万円) 共同事業交付金(約2,700万円)
- <前年比支出減> 介護納付金(約1,600万円) 共同事業拠出金(約2,700万円)

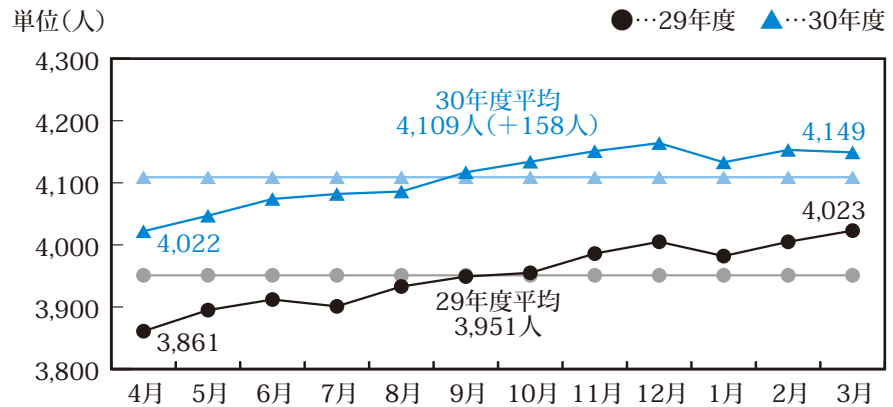
## 組合員・家族数の月別状況

※被保険者数（加入者数）は、前年より307人減少しました。長期減少傾向が継続する中で昨年度も微減にとどまりました。



## 前期高齢者(65~74歳)数の月別状況

※65歳以上前期高齢者は、前年より158名増加しました。加入者の高齢化が益々進展している状況です。



## 支部別被保険者数(31年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計
新 潟	1,174	1,213	2,387
阿賀北	762	866	1,628
新 津	189	192	381
西蒲燕	656	783	1,439
東 蒲	38	28	66
佐 渡	84	105	189
白 根	204	211	415
村 上	166	221	387
岩 船	253	280	533
五 泉	153	195	348
亀 田	87	108	195
横 越	47	52	99
下越計	3,813	4,254	8,067

支部名	組合員	家族	合計
長 岡	436	480	916
三 条	239	268	507
加 茂	81	91	172
見 附	96	93	189
栃 尾	106	98	204
田 上	57	69	126
栄	47	58	105
中之島	47	55	102
下 田	76	100	176
三 島	58	65	123
与 板	29	26	55
和 島	42	41	83
出雲崎	27	19	46
小千谷	142	156	298
魚 沼	145	163	308
塩 沢	88	107	195
六日町	129	147	276
大 和	49	63	112
十日町	504	528	1032
川 西	54	56	110
津 南	105	129	234
柏崎刈羽	349	326	675
寺 泊	37	39	76
越 路	91	105	196
中越計	3,034	3,282	6,316

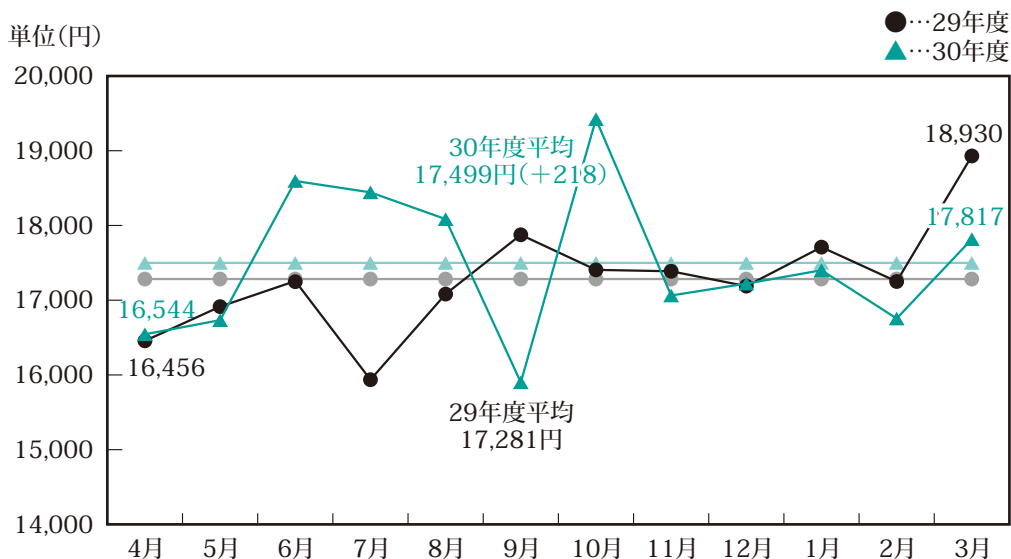
支部名	組合員	家族	合計
上越南	485	475	960
上越北	390	430	820
頸 南	283	269	552
柿 崎	80	87	167
大 潟	41	50	91
吉 川	28	24	52
頸 城	58	69	127
板 倉	75	84	159
三 和	84	95	179
糸魚川	230	259	489
能 生	91	104	195
名 立	59	49	108
清 里	55	52	107
上越計	1,959	2,047	4,006

※被保険者が減少傾向にある中、前年度比で増加支部が15支部あります。ご努力に感謝します！

合 計

組合員	家族	合計
8,806	9,583	18,389

## 被保険者の医療費の状況(月別1人当り)



※平成30年度の医療費総額は約38億4千2百万円でした。

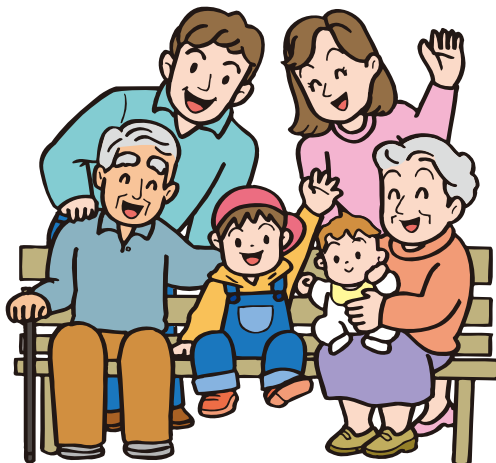
1人当たり1ヶ月医療費は17,499円(218円増加)、1人当たり年間医療費は約209,985円(約2,600円増加)でした。

## 平成30年 健康優良家庭(者)

(単位：件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	8	19	13	40
健康優良者	163	157	112	432
合計	171	176	125	472

※平成30年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



**明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。**

# 感謝状被贈呈者

(敬称略)

## 表彰規程2条第1号該当者(6名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	小田島 久	H21. 4. 1 ~ H31. 3.31	10年 0ヶ月
西 蒲 燕	村 井 和 夫	H21. 4. 1 ~ H31. 3.31	10年 0ヶ月
西 蒲 燕	山 下 剛 士	H20. 4. 1 ~ H31. 3.31	11年 0ヶ月
白 根	小 竹 行 雄	H21. 4. 1 ~ H31. 3.31	10年 0ヶ月
上 越 南	藤 本 武 雄	H19. 4. 1 ~ R 1. 5.17	12年 1ヶ月
上 越 南	横 山 隆 敏	H18. 7. 8 ~ H31. 3.31	12年 8ヶ月

表彰規程2条第1号：組合の役員又は組合会議員として在職10年以上の者

## 表彰規程2条第2号該当者(13名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	鴨 井 俊 也	H25. 4. 1 ~ H31. 3.31	6年 0ヶ月
阿 賀 北	那須野 龍 司	H27. 4. 1 ~ H31. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	椎 谷 年 春	H25. 4. 1 ~ H31. 3.31	6年 0ヶ月
西 蒲 燕	荒 木 秀 夫	H25. 4. 1 ~ H31. 3.31	6年 0ヶ月
東 蒲	岡 邨 守	H25. 4. 1 ~ H31. 3.31	6年 0ヶ月
岩 船	堀 隆 一	H23. 4. 1 ~ H31. 3.31	8年 0ヶ月
岩 船	中 山 勝 博	H23. 4. 1 ~ H31. 3.31	8年 0ヶ月
長 岡	加 藤 佐一郎	H23. 4. 1 ~ H31. 3.31	8年 0ヶ月
長 岡	石 澤 聡	H23. 4. 1 ~ H31. 3.31	8年 0ヶ月
下 田	渡 辺 良 三	H23. 4. 1 ~ H31. 2.13	7年10ヶ月
板 倉	古 沢 春 雄	H27. 4. 1 ~ H31. 3.31	4年 0ヶ月
三 和	坪 野 敏 雄	H25. 4. 1 ~ H31. 3.31	6年 0ヶ月
糸 魚 川	白 岩 佐 歳	H23. 4. 1 ~ H31. 3.31	8年 0ヶ月

表彰規程2条第2号：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤めた者

## 表彰規程2条第4号該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
板 倉	新 井 みよ子	H19. 4. 1 ~ H31. 3.31	12年 0ヶ月

表彰規程2条第4号：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者

## 組合会議員退任挨拶



### 感謝

新潟支部 小田島 久

この度、第101回組合会後、組合員議員退任に伴う感謝状をいただき、厚く御礼申し上げます。私は昭和47年頃、国保組合に入りました。当時は、建築国保に入ったというより、組合に入ったら健康保険にもに入ったという程度でした。

当時、負担10割は、医者と大工だけと聞いておりました。入院しても無料でした。また保険料も、市町村国保の収入割りではなく定額なので、安くて助けられたと思っております。

地元組合の役員になってからは、建築国保の利点を強調して、新組合員の加入に大いに利用させていただきました。建築業の現状は、組合員の減少と高齢化に向かっており、運営のカジ取りの難しさが増してきていると思いますが、役員・職員皆様方のお力で、建築国保を宜しくお願い申し上げます。

組合員の皆様方には、健康は自分で保持されます様！（人生に重要なのは健康な身体です）

御礼：脳ドック補助金ありがとう。第一号で利用させていただきました。



### 新建国保組合の良き有難さ

上越南支部 藤本 武雄

私は、上越南支部の藤本です。組合会議員として平成19年度より12年間にわたり大変に微力ではありましたが務めさせていただき、この度は退任にあたり規定により感謝状を賜り心より御礼申し上げます。また同時に退任に際して感謝状を受賞されました各支部の退任役員・組合会議員様におかれましても大変ご苦勞様でした、心より御礼を申し上げます。

日本も少子高齢化社会となり、医療技術の高度な進歩により医療費が増大しているなかで、国保組合も理事長様はじめ職員の皆様が財政の厳しい中で、資格審査等により保険料の非常に高い納付率と、市町村保険と比べて割安で安定した定額保険料の制度と、充実した保険給付や健康診断と手厚い保健事業や、各支部の取り組みとして健康づくり推進事業と、多くの組合員の為に日々のご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。私の支部もボウリング大会や健康ウォークには家族連れの参加者も多く大変に楽しい組合活動を行っております。

最後になりますが、皆様も健康診断で病気の早期発見と早期治療につとめて健康寿命を延ばすと共に職員様のご活躍をご祈念申し上げます。



## 合同研修会を開催しました

5月21日(火)、新潟県自治会館において「役員・支部長・支部職員合同研修会」を開催しました。本部役職員、支部長、支部職員総勢84名が参加し、当組合が現在直面する問題点等について研修した後、顧問弁護士の高野毅氏から「法令遵守（コンプライアンス）について」と題して、ご講演をいただきました。



【合同研修会】



【高野毅氏】

### 参加者の声

- 資料も説明もとても分かりやすく良かったです。とても参考になりました。
- 講演は分かりやすいものでした。コンプライアンスというが、時代の変化で色々面倒になったことの説明が印象に残った。資料も分かりやすいです。
- 危機管理（慌てない）事実確認、関係者の言い分、見方によって違うことに注意。納得。考えさせられました。

## 支部職員地区別研修会を開催しました



【下越地区】



【上越地区】

9月20日(金)下越地区「建築国保会館」、10月4日(金)上越地区「直江津学びの交流館」で支部職員地区別研修会を開催しました。研修会の後、情報交換を実施し、各支部における諸問題等、生の声を理事長はじめ本部へ直接伝える良い機会となりました。



## 資格確認調査を実施しました!

資格確認調査にご協力いただき、ありがとうございました。

締め切り日の6月7日時点では、約60%の回収率でした。  
次回の調査時は、お早めの提出をお願いします。



### 困った提出書類(気を付けてください!)

- ・回答票のみ(書類なし)
- ・職業がわからないもの
- ・保険証の写し(不要)
- ・書類の日付が不明なものや古いもの
- ・注文書、請求書または領収書の写しが1枚のみ
- ・本人が証明者の業務委託証明書
- ・法人の厚生年金保険加入状況がわからない書類

令和2年度、令和3年度につきましては、現況調査を行います。その際、組合員の皆様にアンケート形式の調査票を郵送し、その時点の就労状況を回答していただく予定です。

## 家族加入者について(お願い)

「土木建築業に従事している家族」は本来「組合員」として当組合へご加入いただくところですが、誤解等により「家族」として加入しているケースが見受けられます。つきましては、「土木建築業に従事している家族加入者」の方は、「組合員」へ自主的に変更いただきますようお願いいたします。



# 「顔が見え、声が聞こえる支部健康づくり事業」第6弾

## 【下越・新潟支部】

### “自分の体をもっと大切に”

私共新潟市建築組合連合会は4月18日東映ホテルにて総会を行いました。終了後、昨年から行なっております健康講話に48名が参加しました。講師は新潟県労働衛生医学協会健康づくり推進部の菊地香様をお願いいたしました。今回のテーマは「肝臓を大切に！」でした。肝臓はアルコール性肝機能障害だけではなく、脂肪肝・ウイルス性肝炎などがあるそうです。参加者の皆さんは宴会前だったので、ほとんどの人が耳の痛い話だったそうです。当連合会の人間ドック受診率は約42%です。今後5年以内に人間ドック及びインフルエンザの受診率を80%に、また脳ドックも50%に持っていきたいと思います。私の健康法は、飲酒はほどほどに、毎朝5時半に起床して愛犬柴犬の桃子ちゃんと朝30分夕方30分散歩をしております。体重の変化もなく非常に良い状態を保っております。ぜひ皆さんも具合が悪いと思ったら、早めに医者に診察してもらいましょう。

(支部長 永野 秀一)



## 【中越・長岡支部】

### “アルプの里スポーツ体験会”



6月16日、長岡支部の健康づくり有志の13人を乗せたバスは霧雨の降りしきる中、関越自動車道、湯沢を目指し定刻通りに長岡事務所を出発。6月といえども高原の寒さ対策をきっちりと整えた身支度はさすがに新潟県人。バスの窓に映る越後三山はいつみても雄大であり、ふるさとそのものである。遠くにけむる山並みに見入っていると、ふと、中学生だったころ、藤村の若葉集にある「まだあけ初めし前髪の林檎のもとに見えしとき前にさしたる花櫛の花ある君と思ひけり」がなぜか蘇り、忙しさに毎日が虐げられ、今日は忘れていた休日なんだと自らに言い聞かせ、これだけでも健康づくり事業の役割は果たせたかと。あっという間の1時間。アルプの里は世界最大級のロープウェイ166人乗り1300mの距離を数分で到着、事務員より本日の注意点、帰りの集合場所や集合時のお楽しみ抽選会などの案内の終了後に記念写真を撮り各自好きなコースへと進む。ここでアルプの里をご紹介します。高山植物の見学と散策道路沿いの季節の花、つつじ・ユリなど多数。ジップライン、サマーボブスレー、マウンテンゴカート等、休日に行くところがないと嘆かれるパパ様にはうってつけと思われれます。ぜひぜひ皆様も1度は訪ねてみてください。本当に楽しい1日を過ごせました。これからも、ますます建築国保組合が皆様のご協力のもと発展し、また、各自が健康に留意され元気に過ごされます様ご祈念申し上げます。

(支部長 加藤佐一郎)



## 【上越・上越南支部】

### “ボウリング大会”

当組合では7月28日上越レジャーランボウルにて、毎年恒例のボウリング大会を開催しました。当日は組合員・家族を含め45名の参加がありました。2プレイしたのですが、体を動かすと自然と緊張も解け、チーム内でかけ声や歓声もあがり、互いに応援しながら和気あいあいと行うことができました。私も1年に1回、この時だけしかボウリングをすることはありませんが、ストライクやスペアがでるとガッツポーズやハイタッチも出るようになりました。最後に表彰式を行い、上位入賞者には景品を、他の方々には参加賞を渡し、結果に一喜一憂しながら楽しい時間を過ごすことができました。今後も続けていきたいと思ひます。

(支部長 綿貫 敬史)



# 人間ドック・特定健診・特定保健指導を受けましょう!

## 人間ドック ファミリー 健診 オプション 検診

**建築国保の加入期間が1年以上 かつ  
受診日の時点で25歳以上の方が補助対象になります!**

**【補助内容】**

人間ドック・ファミリー健診…健診費用の7割(年度内1回かつ補助限度額2万円)  
オプション検診…検診費用の7割(年度内の補助限度額2万円)

※「年度内」とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日の期間です。

※補助額は人間ドックまたはファミリー健診の受診で限度額2万円、オプション検診で限度額2万円となります。

※人間ドック・ファミリー健診は、どちらかの受診に対して年度内1回のみの補助となります。

※人間ドック・ファミリー健診の内容には、特定健診の内容が含まれています。

※平成30年度より、新たに「脳ドック」が補助の対象に加われました。オプション検診と同様の扱いで、限度額4万5千円となります。

## 特定健診

**自己負担額が無料(年度内で1回、健診費用を全額補助)になります!**

※ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

**【補助対象】**

40歳から74歳の方(年度内に40歳となる方も対象です)

※「年度内」とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日の期間です。

※受診時は保険証と特定健診受診券(緑色)をお持ちください。

※平成31年3月以降加入の方は、資格データ更新の関係上、受診券送付まで1～2ヶ月かかる場合があります。

※特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方の自己負担はありません。



## 2019年度の特定健診受診券(セット券)は「緑色」です

- ◆平成31年4月1日から令和2年3月31日の間で、年齢が40歳以上75歳未満となる方全員に4月中に送付しています。
- ◆受診券は支部で管理している場合がありますので、お手元に届かないときは支部へお問い合わせください。

**受診券は、人間ドック・特定健診・特定保健指導を受ける時に必要です。  
紛失しないよう、受診日まで大切に保管してください。**

**※受診券が利用できるのは年度内1回のみです。**

※平成31年3月以降加入の方は、資格データ更新の関係上、受診券送付まで1～2ヶ月かかる場合があります。



**赤い封筒が目印です!**

## 保険証が変わりました!

- ◆ 8月から保険証の色がピンク色に変わります。
- ◆ 5級組合員には、会員証(白色)を発行しています。
- ◆ 氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆ 保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆ 文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。



## 保険証の有効期限について!

- ◆ 今回発行した保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- ◆ ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
- ◆ 75歳になる方…有効期限は75歳誕生日の前日です。
- ◆ 70歳になる方…有効期限は70歳誕生日の月末です  
(誕生日が1日の方は、その前月末日)。  
有効期限が来る前に、新しい保険証を発行します。

## 保険証は正しく使いましょう!

- ◆ 記載内容を書き換えたり、書き足したりすると無効になります。
- ◆ 他の方との貸し借りはできません。
- ◆ 健康診断や予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形などは、保険証が使えない場合や保険証の使用が制限される場合があります。
- ◆ 第三者行為(交通事故やケンカなど)で建築国保の保険証を使用した場合は、所属支部へご連絡ください。

### 保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

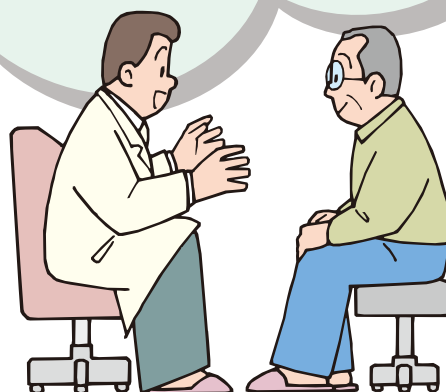
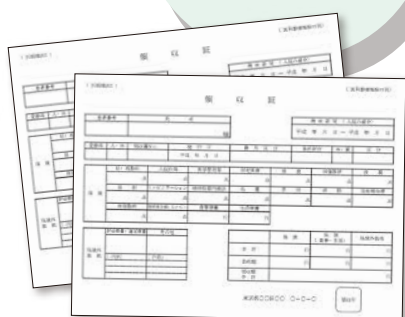
【もし紛失してしまったら】所属支部へご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



# 70歳以上で、建築国保の 保険証をお持ちの皆様へ

- 8月以降、病院・薬局等の領収書は大切に保管しておいてください。
- 高額療養費の支給に領収書の提出が必要となります。

- ・ 高額療養費に該当された方には、受診月の概ね3ヶ月後にお知らせ文書を送付いたします。文書が届いたら所属支部で手続きを行ってください。
- ・ 7月受診分までは従来どおり、領収書の提出がなくても高額療養費を支給します。



# 適正受診にご協力を！

## ちょっとした心がけで医療費節約！

休日・夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためにあります。ところが、近年若者の患者さんが安易に救急医療機関を利用する“コンビニ受診”が増えています。

“コンビニ受診”の増加は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたしたり、救急医療機関の負担が過剰になったりする原因の一つになっています。

また、休日・夜間は医療費が高く設定されているため、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して受診できるようにするとともに、保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、適正受診にご協力をお願いいたします。



### 適正受診のため、普段から心がけたい5つのこと

#### □ 休日や、夜間の受診は避けましょう

体調がおかしいと感じたら、できるだけ早めに診療時間内（平日の昼間）に受診しましょう。

新潟県では、夜間の救急医療電話相談（局番なしの#7119）を実施しており、看護師等から受診の必要性や対処方法等についての助言、受診可能な医療機関の案内を受けることができます。

15歳未満のお子さんに関するご相談は、小児救急医療電話相談（局番なしの#8000）で対応しています。

#### □ かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる『かかりつけ医』を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

#### □ 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響となる心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

#### □ お薬手帳を持ちましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、かかりつけ医以外の医療機関を受診した場合や災害等の緊急時に適切な薬の処方を受けることができます。

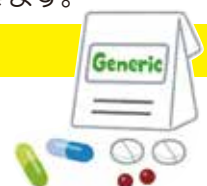
#### □ ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。開発費が低く抑えられるため、新薬よりも安価に製造できます。特に高血圧や糖尿病などで継続的に薬を服用している方は薬代を減らす効果が期待できます。

建築国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額をお知らせする通知です。（年3回お知らせします。）切り替えの参考にご活用ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師の診察・診断を受けた際に処方方を相談してください。



# これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!  
「**身分証明書**」  
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「**電子証明書**」が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

## くらしを便利に! マイナンバーカード!



### 身分証明書 になる!

ライブ会場の入場、  
携帯の契約、会員登録  
などに使える!



### 各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の  
写しや課税証明書などが取得  
できる!

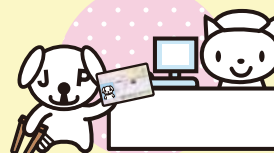
※市区町村によってサービス内容が異なります。  
※毎日6:30~23:00までとなります。



### ポイントで 買い物ができる!

地域の商店やオンラインで  
お買い物に使える!

2020年度  
実施予定!



### 健康保険証 として使える!

2021年3月(予定)からスタート!  
ピッとかざすだけでOK!  
とっても便利に!

### スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

# 0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分  
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの  
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード  
050-3818-1250

その他のお問合せ  
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about My Number System  
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード  
Inquiries about Notification Card and My Number Card  
0120-0178-27

マイナンバーカードの  
申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



## 令和元年10月発生の「台風19号」による被災状況の申し出について(お願い)

去る10月12日夜から13日未明にかけ、東日本を縦断した「台風19号」により、甚大な被害を被られました組合員及びご家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

各地の被害状況を踏まえ、組合といたしましては、一定基準以上被災された組合員にお見舞いを差し上げたいと考えております。

つきましては現在、各支部で組合員の皆様の被災状況の把握に努めておりますので、住宅(事務所、作業所、倉庫、車庫等を除く。)で、床上浸水の被害があった場合は、11月29日(金)までに所属する支部までご連絡いただきますようお願いいたします。

**個人事業所から法人事業所へ業態を変更した場合や、個人事業所で常時使用する従業員が5人以上になった場合は、厚生年金保険へ加入しなければなりません。**

### 【留意事項】

- ・厚生年金保険へ加入するには**健保適用除外の手続き**が必要です。
- ・健保適用除外の手続きは**事実発生から5日以内**にお願いします。
- ・厚生年金保険へ加入しない場合は、建築国保に継続加入できません。
- ・法人事業所等が他保険を脱退して建築国保へ加入することはできません。  
(法人事業所等…法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所)

